

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察関係旅費、食糧費等の開示基準に関する訓令を次のように定める。

平成13年9月28日

三重県警察本部長 野上 豊

三重県警察関係旅費、食糧費等の開示基準に関する訓令

改正 平15県本部訓令第7号、平18第13号、平29第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が管理する旅費、食糧費、消耗品費及び交際費（以下「旅費、食糧費等」という。）の支出に関する公文書の開示基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用する公文書)

第2条 この訓令は、旅費、食糧費等の支出に関する公文書で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 経費支出伺い文
- (2) 支出負担行為書
- (3) 支出命令書
- (4) 支出負担行為整理兼支出命令書
- (5) 前渡資金精算書
- (6) 旅行命令書
- (7) 旅費請求書
- (8) 復命書（会議等で入手した資料を含む。以下同じ。）
- (9) 返納決定・戻入決議書

(開示の基準)

第3条 本部長は、前条の公文書の開示請求があったときは、次の基準により、開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 旅費支出に関する公文書（復命書を除く。）については、全面開示とする。ただし、次に掲げる個人に関する情報については、開示しないことができる。

イ 旅行者の住所（都道府県名及び市町村名を除く。）、住所の最寄りの鉄道の駅又は路線バスの停留所の名称、自家用車の登録番号、旅費の振込先の金融機関の名称及び口座番号その他の個人に関する情報

ロ イに掲げるもののほか、旅行者（条例第7条第2号に規定する公務員等を除く。）の氏名（印影又は署名を含む。）

(2) 復命書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における相手方及び用務内容については、開示しないことができる。

イ 開示することにより、相手方との協力又は信頼関係が著しく損なわれる場合

ロ 開示することにより、警察業務の公正又は適正な執行に著しい支障が生じる場合

ハ その他開示することにより、重要事業（プロジェクト事業など警察の運営に対して重大な影響を与える事業をいう。以下同じ。）の推進に著しい支障が生じる場合

(3) 食糧費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における相手方出席者並びに会議及び懇談の目的については、開示しないことができる。

イ 交渉、調査等に際しての会議懇談で、開示することにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合

ロ 重要事業に伴う地元関係者、企業等との会議及び懇談で、開示することにより、その推進に著しい支障が生じる場合

(4) 消耗品費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における贈答品の贈答先及び贈答目的については、開示しないことができる。

イ 交渉、調査等に際しての贈答で、開示することにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合

ロ 重要事業に伴う地元関係者、企業等への贈答で、開示することにより、その推進に著しい支障が生じる場合

(5) 交際費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合には、開示しないことができる。

イ 懇談については、第3号の規定を準用する。

ロ 贈答については、前号の規定を準用する。

2 三重県情報公開条例第7条第2号の規定に基づき知事が定める職に関する規則（平成13年三重県規則第12号）に規定する職にある警察の職員の氏名その他の個人に関する情報及び条例第7条第4号に規定する情報については、開示しない旨の決定をすることができる。

（本部長の責務）

第4条 本部長は、前条第1項第2号から第4号までに掲げるただし書並びに第5号イ及びロの適用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分尊重されるように解釈し、運用するとともに、この訓令の内容について関係者の理解を得るべく努めなければならない。

（事前協議）

第5条 三重県警察事務の決裁に関する訓令（平成29年三重県警察本部訓令第8号）第4条に規定する専決者は、次に掲げる場合には、警務部長に事前協議しなければならない。

(1) 条例第12条第1項の一部を開示する旨及び第2項の開示しない旨の決定をしようとする場合

(2) 条例第13条第2項及び第14条の規定により開示決定等の期間の延長をしようとする場

合

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 〔平成15年3月11日 三重県警察本部訓令第7号〕

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第5号の改正規定は、この訓令の施行の日以後に行われる交際に関して請求される公文書の開示から適用し、同日前に行われた交際に関して請求された公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則 〔平成18年3月28日 三重県警察本部訓令第13号〕

この訓令は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、同日以後に請求される公文書の開示から適用する。

附 則 〔平成29年6月27日 三重県警察本部訓令第16号〕

この訓令は、平成29年6月27日から施行する。